

住民投票条例(案)にご意見を

議会の中から住民投票条例を前もって作っておき、町民・議会が誰でも何時でも住民投票の請求ができるようにすべきとの意見があり、19年6月定例会で特別委員会を設置し、調査研究をすることにしました。

町政の重要事項について直接住民の意見を確認する住民投票は、町の「木曾町まちづくり」条例で、町長が議会の議決を経て、その制度を設けることができるとしております。しかしながら、住民投票が必要か必要でないかは町長の判断であり、町民・議会の意思が住民投票に結びつかない恐れがあります。

特別委員会での協議の結果、条例制定の必要性を認め、条例の案を決定しました。

条例(案)の主な内容は、

一、住民投票は町全体に重大な影響を及ぼす事案が対象となり、特定の町民・地域のみに関するものは除かれます。

一、住民投票の請求又は投票ができる者は、町長及び議員の選挙ができる者です。(必要により例外もある)

一、住民が住民投票を請求するときは、投票ができる者の総数の5分の1以上の連署が必要となります。議会も請求を、町長も発議することができます。

一、住民投票は、投票資格者の10分の4に満たないときは、成立せず開票もおこなわない。

要約した条例(案)を各戸配布するとともに、条例(案)を議会事務局・各支所に置いてありますのでご覧ください。

木曾町環境保全等推進会議から 環境施策に関する提案書提出される

昨年8月30日に設立した木曾町環境保全等推進会議は、3つの専門委員会を立上げ環境保全対策について検討、協議を進めていました。数十回の会議を経て、6項目の提案をまとめ、9月22日、町長に提案書を出しました。

提案要旨

一、環境基本計画の策定について

6月に制定された木曾町環境基本条例第7条に規定されている基本計画の策定を提案。

二、環境宣言の制定について

環境保全活動の指針となる「環境宣言」の制定を提案。

三、環境会議・エコネット
きそ(仮称)の設置について

ソフト・ハー

木曾町環境基本条例第4

条3項及び18条に基づく「会議・組織」の設置を提案。

四、行政組織体制強化について

行政組織内に専門部署の設置を提案。

五、環境保全に取り組む住民への優遇制度について

環境保全に積極的に取り組む住民に対する優遇制度の創設提案。

六、バイオマスタウンの推進について

ソフト・ハー

ド両面から環境施策の推進を図ることを提案。

環境保全は木曾町の住民、行政、議会が一つになっておこなわなければいけない大切な活動です。本提案が多く住民に理解され行動が生まれれば幸いです。



町 長 へ 提 出